

ID: 482

担当部署: 上下水道室 工務課 上水道係

処分の概要	指定の停止		
例規名 根拠条項	名寄市水道事業指定給水装置工事事業者規程 第9条		
例規番号	平成18年水道事業管理規程第11号		
<p><b>【根拠条文】</b> (指定の停止)</p> <p>第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に<sup>かん</sup>斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに代えて、6箇月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に及び名寄市水道事業指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等手続規程による。 (斟酌すべき事情)</p> <p>第15条 事業者規程第9条に規定する「斟酌すべき特段の事情があるとき」とは、次の各号に掲げるときをいう。</p> <p>(1) 届出書類等に不備があるが、故意によるものでなく、単に過失と認められるとき。</p> <p>(2) 法第25条の4第3項及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）第23条に規定する「給水装置工事主任技術者の職務」に支障が生じたが、その原因が、給水装置工事主任技術者の不慮の事故又は病気等によるものと認められるとき。</p> <p>(3) 給水装置工事の施工に支障を期したが、故意によるものではなく、その損害が軽微なものと認められるとき。</p> <p>(4) 水道施設の機能に損害を与えたが、故意によるものではなく、その損害が軽微なものと認められるとき。</p> <p>(5) その他管理者が特に認めたとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日